

新たに指定を受けた

# コミュニティ・スクールを紹介します

問教育研究所(学校教育課)〔西庁舎〕 ☎77・7052 ㊟77・4101

市内では、岩根・石部・石部南・菩提寺・菩提寺北の各小学校がコミュニティ・スクールとなっていますが、今年4月からは石部中学校が市内中学校で初めて指定を受けました。

各学校が地域・家庭とともに地域の担い手となる子どもを育てる活動を行っています。

## コミュニティ・スクールとは…

「学校運営協議会」を設置し、学校、保護者、地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に反映させることで、協働して子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

## 「生徒への支援」から「生徒による地域貢献」へ ～石部中学校～

地域の皆さんには、「地域の力を学校へ」の考えのもと、交通安全教室、本の読み聞かせ、本の帯づくりなどで協力いただいています。石部中学校ではそれで終わることなく、支援を受けて身に付けた「生徒の力を地域へ」を合い言葉に地域づくりへの貢献をめざしています。

活動に進んで参画することで自分もこの地域の一員だという自覚が生まれ、よりよい地域づくりに携わっていきこうという心が生徒に芽生えます。今後も、子どもたちの自尊感情が高まる取組を進めます。



老人福祉センターまつりに参画する生徒たち

◀地域の皆さん協力のもと本の帯づくり



8月から

## 児童扶養手当の加算額が変わりました

児童扶養手当法の一部が改正され、8月1日から児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されました。詳しくは問い合わせてください。

### ■加算額（8月から）

【第2子】月額5000円  
↓最大で月額10000円に

【第3子以降】月額3000円  
↓最大で月額6000円に

※加算額は各家庭の所得に応じて決定されます。

### ■児童扶養手当の月額（8月から）

●子どもが1人の場合  
・全部支給：42330円  
・一部支給：42320円  
～9990円

### ●子ども2人目の加算額

・全部支給：10000円  
・一部支給：9990円

●子ども3人目以降の加算額（1人につき）  
～5000円

・全部支給：6000円  
・一部支給：5990円

※一部支給額は所得に応じて決定されます。  
※加算額が増額される8月から11月分の手当は、4か月分の児童扶養手当の支給月である12月に支払われます。

## 児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出を忘れずに！

児童扶養手当の受給者は現況届を、特別児童扶養手当の受給者は、所得状況届を毎年提出しなければなりません。提出が遅れたり、手続きを行わなかったりすると手当の支給が遅れたり、停止されたりします。忘れずに提出してください。

### ■提出期間

#### ○児童扶養手当現況届

8月31日（水）まで  
※8月9日（火）・23日（火）は午後7時まで受け付けています。

#### ○特別児童扶養手当所得状況届

8月12日（金）～9月12日（月）

問子育て支援課〔東庁舎〕

☎71・2328 ㊟72・3788